

第 530 回福井地方最低賃金審議会

1 日 時 令和 8 年 8 月 26 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出席状況：（出席 14 名）

公益代表委員 井花委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員、薮内委員
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員（欠）、島田委員、高山委員、中澤委員
使用者代表委員 酒井委員、豊嶋委員、中山委員、西澤委員、山口委員
事務局 佐藤労働局長、工藤労働基準部長、野崎賃金室長、
矢村賃金指導官、山田賃金係長

4 議 題：

- （1） 令和 8 年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- （2） 特定最低賃金改正に係る令和 8 年最低賃金に関する基礎調査結果
- （3） 令和 8 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- （4） その他

5 資 料

6 議 事

○井花会長

第 530 回福井地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。初めに、定足数の確認を事務局よりお願いいたします。

○矢村賃金指導官

定足数の確認をさせていただきます。本日の審議会につきましては、労働者側代表の岡本委員が所用により欠席される旨、御連絡をいただいております。また、使用者側代表の山口委員につきましては所用のため、現在こちらへ向かわれているとのことです。現時点では 15 名の委員のうち 13 名の方が出席されております。よって、委員総数の 3 分の 2 以上、各側委員の 3 分の 1 以上の出席という要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

○井花会長

ありがとうございます。それでは最初に、佐藤労働局長から御挨拶を頂きます。

○佐藤労働局長

おはようございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。御参考までに、全国の地域別最低賃金改定に係る審議状況について申し上げます。昨日までに福井を含め全国 36 都道府県で結審しておりますが、現在もCランク地域を中心に引き続き審議が行われているところがございます。現時点での引上げ額につきましては、各ランクの目安どおりの金額から、最高で目安額プラス6円の62円までの範囲内での引上げとなっております。また、発効日につきましては、33都道府県が法定発効により10月中の発効、3府県が指定日発効により11月中の発効という状況となっております。福井県地域別最低賃金の改定につきましては、先日8月10日の答申後、異議申出に係る手続を取らせていただいたところですが、昨日までに異議申出はございませんでした。当局では、速やかに発効手続に取り掛かるとともに、改正される福井県最低賃金が円滑に施行されますよう、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、賃金規程等改定コースなどの関連する助成措置に関しまして周知を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様には、これら中小零細企業などの賃上げのための環境整備に向けまして、今後の周知についても御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。それでは本日もよろしくお願いいたします。

○井花会長

ありがとうございました。それでは議題に入ります。議題(1)の「令和8年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきましては、異議申出がありませんでしたので、これに関する審議はございません。そのほかに、今般の地域別最低賃金改正決定に関しまして、何か御発言等がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(発言等なし)

○井花会長

それでは議題(1)につきましては、ここまでとさせていただきます。続きまして、議題(2)の「特定最低賃金改正に係る令和8年最低賃金に関する基礎調査結果」に移ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○矢村賃金指導官

特定最低賃金改正に係ります最低賃金基礎調査結果について御説明させていただきます。当該資料につきましては、皆様への提示が遅れまして大変申し訳ございませんでした。事前にメールで送付させていただいておりますが、この場をお借りして、一つ一つ資料を確認させていただきたいと思っております。

ではまず、調査の概要、資料3頁を御覧いただけますでしょうか。こちらにつきましては、地域別最低賃金の審議の際に御説明しました基礎調査結果と基本的に同

じ内容ですが、4の有効回答事業場数についてのみ補足説明させていただきます。先日の第4回専門部会におきまして、母集団数の設定誤り、有効回答事業場数の誤り等のため、地域別最低賃金の基礎調査結果について修正が生じたことを御説明させていただいております。

最低賃金の基礎調査結果における有効回答事業場数は、全産業751件、地域別最低賃金対象産業551件、特定最低賃金対象産業200件が最終結果であることを御説明しておりました。その後、特定最低賃金対象産業における有効回答数が1件増えておりますので、特定最低賃金の審議に使用する基礎調査結果における有効回答事業場数は、地域別最低賃金対象産業が551件、特定最低賃金対象産業が201件の計752件となっております。地域別最低賃金専門部会以外の委員の皆様におかれましても、有効回答事業場数については、今ほど申し上げました内容が最終結果となりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、4頁の資料を御覧ください。こちらは特定最低賃金四業種における適用事業場数、調査依頼数及び有効回答の集計数となっております。四業種の調査依頼数と集計数の合計をそれぞれ合算しますと、調査依頼数が336件、有効回答の集計数は201件となっております。

続いて次の頁を御覧いただけますでしょうか。5頁になります。特定最低賃金四業種の未満率の表となっております。規模別の未満率の表です。まず、繊維の未満率ですが、総合計の列の未満率を御確認ください。4.2%となっております。昨年は5.2%でした。昨年同様、本年においても繊維の労働者の中には減額特例対象労働者はおりませんでした。続きまして、繊維機械・金属加工機械製造業についてですが、未満労働者はゼロでした。昨年は1.3%でした。参考までに集計数は、本年は前の頁に記載しておりますとおり50件、昨年度は54件で、集計数はそこまで変わっておりません。続きまして、電気機械器具製造業について、今年は3.2%、昨年は2.3%でした。電気機械の労働者の中には、昨年も今年も減額特例許可対象者は7名おりました。続きまして、百貨店、総合スーパーについては、今年もゼロ、昨年もゼロという結果となっております。

続いて6頁を御覧いただけますでしょうか。こちらは今年の調査における四業種の賃金特性値の表となっております。賃金特性値につきましては、後でグラフも交えた表を御説明しますので、細かい説明はここでは割愛させていただきます。

続いて7頁を御覧ください。本年と過去5年における四業種の賃金特性値の推移を表しております。こちらについては、また後ほどグラフの資料で確認させていただきます。

続いて8頁から31頁になりますが、こちらは時間額ごとの未満率・影響率一覧表(規模別)を、繊維、機械、電気、百貨店の順に掲載しております。これは四業種について、地域別最低賃金を上回る金額に上げた場合の影響率の確認をしていただく資料です。1,113円にそれぞれ上げる場合ですが、まず11頁を御覧いただけますでしょうか。1,113円の欄です。影響率は21.2%となっております。

続いて 17 頁になります。こちらは繊維機械になります。1,113 円の欄を御覧いただきますと、影響率は 5.4%になります。続いて 23 頁になります。電気機械器具製造業です。1,113 円に上げますと、30.8%の影響率となります。最後に百貨店、総合スーパーですが、29 頁になります。1,113 円に上げますと、影響率は 34.7%という結果になっております。

次に 32 頁から 35 頁の資料を御覧いただけますでしょうか。こちらは地域別最低賃金の基礎調査結果資料に添付しております最低賃金基礎調査対象産業表と全く同じ資料になってございます。こちらの表は当初から修正はございません。

次に 36 頁になります。こちらは特定最低賃金対象産業の区分のみの一覧表となっております。

次に 38 頁になります。令和 7 年 12 月末日現在の特定最低賃金の適用労働者数の表になってございます。そして、基礎調査の資料としては最後になりますが、39 頁から 62 頁にかけましては、今ほど御説明しました各資料の数値の元となっている総括表（1）というものが載っております。規模別・年齢別の賃金分布の表になってございます。そして 63 頁から 86 頁の総括表（2）は、男女別年齢別の賃金分布の表になっております。

最後に 87 頁以降の、先ほど少し触れました賃金特性値の年別推移の確認を改めてさせていただこうと思います。87 頁を御覧いただけますでしょうか。こちらは第 1・10 分位数の地域別最低賃金と特定最低賃金の年別推移を表にしたものになります。次の頁を御覧ください。88 頁から 91 頁までは、繊維等特定最低賃金四業種の第 1・10 分位数も含めた各賃金特性値の推移を表にしたものになります。そして 92 頁を御覧いただけますでしょうか。92 頁から 96 頁までが、先ほど見ていただきました表をグラフ化したものになります。まず 92 頁ですが、こちらは第 1・10 分位数についての年別推移をグラフ化しております。地域別最低賃金を 100 とした場合の地域別最低賃金に対し、他の四業種がどうなっているかというものを折れ線グラフで表現しております。これを見ていただきますと、オレンジ色の機械は、地域別最低賃金に対し高く推移していることが確認できるかと思います。次の頁、93 頁以降については、中位数、地域別最低賃金と特定最低賃金の中位数、それから第 1・10 分位数を示したグラフになります。地域別最低賃金を折れ線グラフ、特定最低賃金を棒グラフで表した資料となっております。水色が中位数、緑色が第 1・10 分位数のグラフになっております。この四つの表の中では、94 頁を御覧いただきますと、特に機械につきましては、中位数も第 1・10 分位数も、地域別最低賃金の推移を上回っていることが確認できるのではないかと思います。最後に 97 頁と 98 頁につきましては、百貨店、総合スーパーに関してパートのみの数値を表した表となっております。私の方からの説明は以上になります。

○野崎賃金室長

引き続きまして、特定最低賃金に関する基礎調査以外の資料について御説明させ

ていただきます。資料 99 頁の資料 5 を御覧いただきたいと思います。こちらの資料でございますが、前回 8 月 10 日に開催しました第 529 回本審で、資料番号 10 として配布させていただいたものの計算版でございます。こちらにつきましては、一部記載している単位の誤りがありましたので、修正をさせていただきます。上段に「産業中分類」、下段に「産業細分類」となっておりますが、この産業細分類の左から四つ目、「事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額（万円）②」に関するところでございます。前回お示しした資料では、単位が「100 万円」となっておりましたが、こちらは「万円」の誤りでございました。産業中分類が 100 万円単位であったところ、その単位をそのまま細分類のところにも記載してしまったことが誤りの原因でございます。統計数値そのものに誤りはございません。ここで訂正をさせていただきます。また、この訂正に合わせまして、②の人件費と④の付加価値額、この②を④で割りますと労働分配率が計算できますので、ここで新たに計算したものを追記させていただいております。資料の訂正は以上でございます。

○井花会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見や御質問等はございませんでしょうか。はい、中澤委員、どうぞ。

○中澤委員

ありがとうございます。最後のグラフのところで少しお伺いしたいのですが、このグラフの関係で、例えば 93 頁の繊維関係のグラフがありますが、この緑色の点線については、地賃の集計と書いてあるのですけれども、これは業種ごとに同じグラフになるというのか、地域別最低賃金の関係になるので同じグラフになるという解釈でよろしいでしょうか。そこの理解が勉強不足で及んでいないのですが、御説明いただけると大変助かります。よろしくお願いします。

○矢村賃金指導官

御説明させていただきます。今ほどの御質問は、中澤委員のおっしゃるとおりでございます。地域別最低賃金の金額については、特定最低賃金四業種との比較においても変わることはございませんので、地域別最低賃金の推移は、どの業種のグラフにおいても折れ線グラフは同じ形を示しているかと思います。ただ、折れ線グラフの横の目盛りを御覧いただきますと、目盛りの幅などが若干異なっておりますので、その影響で折れ線グラフの形が少し異なって見えるところはあるかもしれません。以上です。よろしいでしょうか。

○中澤委員

全てのグラフは共通のものを使っているけれども、そのグラフの目盛りが違うので、見え方が変わる可能性があるという解釈でよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○井花会長

他に御意見あるいは御質問ございませんでしょうか。

(質問なし)

○井花会長

それでは、基礎調査結果の説明につきましては以上とさせていただきます。続きまして、議題(3)「令和8年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

8月10日に開催しました第529回本審において配布した資料のうち、参考資料60頁からの資料8を御覧いただきたいと思います。参考資料でございますので、赤い紙が途中に入っているかと思いますが、その先が参考資料となります。お手元で御覧いただいているかと思いますが、百貨店、総合スーパー最低賃金の申出書につきましては、労働協約の最低額が1,083円で行っていました。本日、改めて福井県最低賃金の改正決定に係る答申を頂きまして、時間額は1,112円、効力発生日は10月4日の見込みとなりました。最低賃金法第16条の規定により、改正される特定最低賃金の金額は地域別最低賃金の金額を上回るものでなければならぬところ、特定最低賃金の改正決定額が1,112円を上回る額とする場合には、本件申出のあった労働協約最低額1,083円を超えた法定最低賃金を設定することとなり、当該協約を無効にすることとなります。最低賃金関係事務取扱手引には、そのような改正決定は制度の性格からも認め難いとされているところでございます。つきましては、令和8年8月10日に諮問いたしました福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について、御審議をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○井花会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等はございませんでしょうか。

(質問なし)

○井花会長

それでは、ただいまから全員協議会による特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討に入ります。進め方につきましては、労働者代表委員、使用者代表委員から御意見をいただくという流れでよろしいでしょうか。特に御異論等ございませんでしょうか。

(異議なし)

○井花会長

それでは、そのようにさせていただきます。それでは、労働者側から御意見ということでお願いしてよろしいでしょうか。

○中澤委員

ありがとうございます。今のお話は百貨店、総合スーパーの件ということでございます。先ほど野崎賃金室長の御説明にもございましたが、こちらの方で申出をさせていただきました百貨店、総合スーパーの企業内最低賃金額の方が、地域別最低賃金を下回っているというところ自体は事実でございます。これに対して更に審議が必要だという話につきましては、現状ではなかなか難しいところであると考えております。その点につきましては、致し方ないことであると考えております。残念ではありますが、致し方ないことであるということで、受け入れをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○井花会長

ありがとうございます。次に使用者側の御意見をお願いいたします。

○山口委員

事務局から御説明のあったとおり、制度の趣旨に鑑みて必要ないと判断いたします。

○井花会長

ありがとうございます。最後に、公益委員の方で何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。特に異議、異論等もございませんでしょうか。

(質問、異議なし)

○井花会長

それでは、今の皆さんの御意見のとおりでございますので、各側とも福井県百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、改正決定の必要性がないということでございました。つきましては、当審議会としての意見を正式にまとめるべく採決に移りたいと思います。

(非公開審議の開始)

(非公開審議の終了)

○井花会長

それでは再開いたします。先ほどの採決の結果、全員賛成により、改正決定する必要はないとの結論に達しました。そのような意見に至りました。それでは、事務局から答申文の読み上げをお願いいたします。

○野崎賃金室長

それでは読み上げさせていただきます。令和8年8月26日福井労働局長佐藤賢一郎殿、福井地方最低賃金審議会会長井花正伸。福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）当審議会は、令和8年8月10日付をもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問になった福井県百貨店、総合スーパーに係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について慎重に審議した結果、福井県百貨店、総合スーパー最低賃金については改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。以上でございます。

○井花会長

ありがとうございました。ただいま事務局から読み上げのありました答申文は、原案どおり答申するということで、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○井花会長

ありがとうございます。それでは、ただいまの答申文によりまして局長に答申することといたします。

(井花会長から佐藤局長に対し、答申文を手交)

○井花会長

それでは議題(4)「その他」に入ります。特にこちらの方で用意している議案は今のところございません。皆様から何かございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。何か御発言等ある方はいらっしゃいませんか。

(発言等なし)

○井花会長

それでは特に無いようですので、事務局からお願いいたします。

○野崎賃金室長

本年度の特定最低賃金の改正決定に係る必要性審議について御説明させていただきます。8月10日の第529回本審でお配りしております参考資料の2頁目を御覧いただきたいと思います。審議日程が載っておりますので、改めて御説明させていただきます。まず、9月7日月曜日に第1回検討小委員会を開催いたします。午後1時30分から、紡績業、化学繊維、織物、染色整理業の申出人からの聞き取りを行い、午後2時から同じく参考人の聞き取りを予定しております。引き続きまして、午後2時30分頃から繊維機械、金属加工機械製造業の申出人からの聞き取りを行い、その後、午後3時頃から参考人の聞き取りを予定しております。続きまして、9月14日月曜日でございますが、第2回検討小委員会を開催いたします。午前9時30分から電気機械器具製造業の申出人の聞き取りを行い、午前10時頃から同じく参考人の聞き取りを予定しております。それが終わりました後、午前10時30分頃から意見交換を予定しております。検討小委員会が終わりました9月18日金曜日でございますが、第531回本審を午前10時から開催いたしまして、必要性審議の結審と答申を頂く予定となっております。なお、第2回検討小委員会でございますが、百貨店、総合スーパーにつきましても意見聞き取りを行うべく予定をしておりましたが、本日の答申により必要が無くなりましたので、第2回検討小委員会は電気機械器具製造業のみとなります。この結果、意見交換の時間も含めまして、当初3時間を予定しておりましたが、2時間に変更したいと思います。また、検討小委員会に際しまして、労使双方の委員の方から資料を提出される場合には、13部御持参いただくようお願いをいたします。9月7日と9月14日の検討小委員会は、委員会メンバーのみ、公益・労働者・使用者各3名ずつ、計9名の方に御出席いただきます。9月18日の本審につきましては、全委員の御出席をお願いしたいと思います。最後に、9月18日の本審の会場でございますが、開催案内では福井春山合同庁舎14階福井労働局会議室としておりましたが、同日、この第一共用会議室が空きましたので、場所をこちら1階の第一共用会議室に変更したいと思います。改めて開催案内でお示ししたいと思います。説明は以上でございます。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見や御質問等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

○井花会長

それでは、今説明のありました日程で、御出席いただく方はどうぞよろしく願います。他に何かございませんでしょうか。

(意見等なし)

○井花会長

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。皆さん、お疲れ様でした。
ありがとうございました。

(閉 会)